

東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度実施要領

(制定) 令和2年12月11日 2環改化第539号

(改正) 令和3年5月13日 3環改化第133号

(目的)

第1条 この要領は、東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度実施要綱（令和2年12月10日付2環改化第538号。以下「要綱」という。）に基づく東京都化学物質水害対策アドバイザーを派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(書類作成支援アドバイザーの助言の対象となる書類)

第3条 要綱第4条第3号に規定する書類は、国、都又は都内区市町村の実施する事業であって、派遣先事業場の水害対策の実施に関する財政的支援（助成、補助、税制優遇措置及び融資をいう。）を受ける目的で提出する申請書及びその添付資料とする。

(アドバイザーの派遣手続)

第4条 要綱第7条第1項の規定による派遣の依頼は、別記様式1による東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣依頼書（以下「派遣依頼書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。

2 要綱第7条第2項の規定による受託者に対する派遣の指示は、別記様式2による東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣指示書により行うものとする。

3 要綱第7条第2項の規定による依頼者に対する派遣決定の通知は、別記様式3による東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣決定通知書により行うものとする。

(アドバイザーの選任要件)

第5条 要綱第8条に規定する要件は、次の表の左欄に掲げるアドバイザーの助言の内容の区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

技術的助言	次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 技術士（総合技術監理部門）、技術士（化学部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、技術士（衛生工学部門）又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、化学物質対策に関する実務経験が5年以上あること。 (2) 都内の中小企業に関連する団体において、技術的助言を行う職に就いた実績を有すること。 (3) 事業者に対して化学物質の水害対策に関する技術的助言を行う業務の実績が5年以上あること。
-------	---

<p>経営的助言</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 中小企業診断士、公認会計士又は税理士の資格を有し、かつ、これらの資格による実務経験が5年以上あること。</p> <p>(2) 都内の中小企業に関連する団体において、経営的助言を行う職に就いた実績を有すること。</p> <p>(3) 事業者に対して経営的助言を行う業務の実績が5年以上あること。</p>
<p>書類作成支援</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 行政書士の資格を有すること。</p> <p>(2) 官公庁へ提出する書類の作成に関する実務経験が5年以上あること。</p>

(従事者証の交付)

第6条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都化学物質水害対策アドバイザー業務従事者証を、受託者を經由して、選任されたアドバイザーに交付することにより行うものとする。

(受託者の守秘義務)

第7条 要綱第11条の規定による秘密保持契約の締結は、別記様式5による東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書又はこれと同等以上の内容及び効力を有する行為により行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月13日から施行する。